

小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの皆様へ

指定医療機関の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、下記の期間においては医療費受給者証に記載のない指定医療機関を受診した場合でも、医療費助成の対象となります。【特例措置です】



■対象期間

令和2年7月1日（水）～令和3年3月31日（水）

ただし、対象期間終了後においては、従来どおり受給者証に記載された指定医療機関に限り、医療費助成の対象となりますので、次回の更新申請時に指定医療機関の追加申請を行っていただきますようお願いいたします。

そのほかご不明な点がございましたらご連絡ください。

健康対策課 栄養難病

電話 0284-41-5895

FAX 0284-44-1088